

議案第四十五号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「家庭的保育事業者等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）を除く。第六項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第七項中「施設に限る。」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の下に「又は事業所」を加える。

第十九条第六号中「利用定員」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満

三歳以上の幼児の利用定員」を加える。

第二十八条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第三十条第二項第三号中「第六条の第三十項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項中「看護師」の下に「（以下「保健師等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有するものであつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十二条第三項中「保健師又は看護師」を「保健師等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する

特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十六条中「第六条の第三十項」を「第六条の第三十項第一号」に改める。

第四十六条第三項中「保健師又は看護師」を「保健師等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 第四十九条第三項中「保健師又は看護師」を「保健師等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和八年内閣府令第三号）等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正を踏まえ、満三歳以上限定小規模保育事業に係る運営基準の追加等をするため、本案を提出いたします。